

氏名(本籍)	たむらあきのり 田村晃徳(茨城県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第17号
学位授与の日付	平成14年3月19日
学位授与の要件	学位規程第3条第1項
学位論文題目	親鸞の「悲嘆」精神について
論文審査委員(主査)	博士(文学) [大谷大学] 教授 神戸和磨
(副査)	博士(文学) [大谷大学] 教授 小野蓮明
(副査)	博士(文学) [大谷大学] 教授 安富信哉

学位請求論文審査要旨

〔論文の性格〕

親鸞の信仰・思想には「悲歎」の精神が一つの基調となっている。これを端的に示すのは『歎異抄』である。「一室の行者」として共に仏道を学び、生きるものが「先師口伝の真信」に「異なることを歎く」という信仰批判である。論者は、その信仰批判の基調を親鸞の『愚禿悲歎述懐』をベースとして、主著『教行信証』、そして親鸞がよき人として仰いだ法然の求道、また法然の仏教運動の中に尋ね、「悲歎」の原点を究明しようとする。

ことに「悲歎」の精神を『愚禿悲歎述懐』が示す二つの側面、〈外へ〉の悲歎、さらに自らの信仰批判、〈内へ〉の悲歎に尋ねる。その点を『教行信証』「後序」、「竊以聖道諸教行証久廢浄土真宗真宗証道今盛」の文を主軸として親鸞の仏教史観、そこに立脚した信仰、思想に推究しようとする。論文の構成の軸となるのは、「悲歎」という概念であるが、具体的には、悲歎の原点となる法難、聖道内仏教への批判、とくにその頽落情況を示す「鬼神」崇拜への批判、その基底となる末法史観また浄土教内部の「一念多念」論争への批判を取り上げて、その悲歎の内実を考察する。本研究は、親鸞の信仰批判(宗教批判)、その批判精神に基づく親鸞の信仰、また僧伽(共同体)形成を解明しようと試みた論文である。

〔論文内容の要旨〕

本論文の構成と内容は、次の通りである。

〈目次〉

序 文

第一章 「悲歎」の原点：第一節 法然のかなしみ——三学のうつはに
あらず／第二節 親鸞の法然観

第二章 「八宗」の怒り——法難を通じて：第一節 念仏の広がり／第
二節 法難の惹起『七箇条制誡』——／第三節 興福寺奏状／第四節
承元の法難

第三章 聖道への「悲歎」：第一節「久廢」の仏道／第二節 邪正の道
路／第三節 法難の因

第四章 「外への悲歎」：第一節 「かなしき」信仰——『愚禿悲歎述
懐』の論点／第二節 外道への趣き——一切鬼神をあがむめり／第三節
歎くべき仏弟子／第四節 仏弟子の姿勢／第五節 親鸞の末法観
(一)／第六節 親鸞の末法観(二)

第五章 浄土門への「悲歎」：第一節 一念多念のあらそい／第二節
聖覚・隆寛の「一念多念」の見解について／第三節 親鸞における
「一念多念」

第六章 「内への悲歎」：第一節 「浄土真宗に帰すれども」／第二節
「内愚」としての己

第七章 「悲歎」の内実：第一節 親鸞の「喜び」／第二節 「三願転
入」——「欲遂」の誕生／第三節 『教行信証』撰述と「悲歎」精神

第八章 「悲歎」の継承—終わりにかえて

序 文

論者は、親鸞の「悲歎」の精神を『愚禿悲歎述懐』が示す二つの側面、
「五濁増のしるしには この世の道俗ことごとく 外儀は仏法のすがたにて
内心外道に帰敬せり」という批判精神、もう一つの側面は「浄土真宗に帰す
れども 眞実の心はありがたし 虚仮不実のわがみにて 清浄の心もさらに
なし」という自己認識、信による批判精神に依るところから展開する。親鸞

の批判は、傍観者としての批判ではなく、自らの痛みを通じた批判であるとして、「悲歎」の基調を確かめる。その点から『教行信証』後序の執筆の動機、一連の法難の中で親鸞の強靱な批判精神による信仰、僧伽形成——論者の言葉によれば、「悲歎」の精神形成の視点を明瞭にする。

第一章 「悲歎」の原点

第一節 法然のかなしみ—三学のうつはに—／第二節 親鸞の法然観

本章では親鸞の悲歎は単に感傷的、また個人的な枠にとどまるものでなく、その悲歎は仏教、仏の教えに生きた人間観に基づくとし、その点から親鸞の求道、よき人法然との値遇を尋ねる。そのことを『和語燈録』に記述される法然の回心、また『選択集』二行章により称名念仏をもって正業となす宗教的信念、また法然が自身を「愚」と省察した人間観に悲歎の心を問い、論を進める。続いて法然の念仏宗の独立が当時の仏教界から異端視され、また念仏宗が、なぜ繰り返される法難、弾圧の歴史をくぐりぬけなければならなかったのか。いったい法然の仏道の顕揚は如何なる意義があったのか。その点を『選択集』、『教行信証』「後序」を視座として課題的に展開する。

第二章 「八宗」の怒り——法難を通じて

第一節 念仏の広がり／第二節 法難の惹起『七箇条制誡』—／第三節 興福寺奏状／第四節 承元の法難

この章では、親鸞の吉水時代の二つの法難に注目する。元久元年、延暦寺の衆徒は念仏の停止を訴えたが、法然は門弟の自粛自誠を求めて、七箇条の制誡を揚げ（『七箇条起請文』）、法然以下、順次門弟——親鸞は八七人目——が署名した（元久の法難）。ついで元久二年、興福寺の衆徒は念仏停止を求め、八宗（南都北嶺）同心の浄土宗「糾改」を上奏した（『興福寺奏状』）。これによって承元元年、大弾圧が下され、法然、親鸞は遠流の刑に処せられる（承元の法難）。論者はこの二つの法難に先に揚げた「愚禿悲歎述

懐和讃」の二首の和讃、また『教行信証』「後序」に、親鸞の仏教史観による批判精神、「悲歎」の具体的な姿をみようとする。

元久の法難は延暦寺一寺による単独の行動であるに対して、「奏状」の性格は八宗の集まりであるところにある。論者は、「奏状」がもつ仏教史的意義と法然の仏道観の質的な相違を詳細に解明する。ことに「奏状」の冒頭の文に注目する。

興福寺僧綱大法師等 誠惶誠恐謹言

殊に天裁を蒙り、永く沙門源空勤むるところの専修念仏の宗義を糾改せられんことを請ふの状、右、謹んで案内を考ふるに一の沙門あり、世に法然と号す。念仏の宗を立てて、専修の行を勧む。その詞古詞に似たりと雖も、その心、多く本説に乖けり。ほほその過を勤ふるに、略して九箇条あり。(『日本思想大系 鎌倉舊仏教』三二頁)

第一「天裁を蒙りて」という天皇による裁断を求めている点、第二「専修念仏の宗義を糾改」するという目的を表わしている点、第三「古師に似たりと雖も、その心、多く本説に乖けり」という、従来の伝統的仏教観から法然の仏教観への批判の点、その三点から、論者は、法然の念仏宗の独立とは何であるのか。ことに觀念の念仏、口称の念仏(第七誤念仏失)に注意しつつ、その仏教観(『選択集』の歴史的意義)を推究する。

第三章 聖道への「悲歎」

第一節 「久廢」の仏道／第二節 邪正の道路／第三節 法難の因

この章では「後序」の冒頭の文に注目し、聖道諸教の「久廢」の意味を尋ねる。聖道諸教、つまり八宗の伝統的仏教は、教理の体系化、世俗化に傾いていく。その一例として論者は、『奏状』(第七失)には「法相大乘宗」を旗印としつつも教理の体系化、理論となっていく点に言及し、法然の選択本願の行信に立つ仏道の顕揚、その積極性を明らかにしようとする。そしてその行信の仏道が親鸞においては「弘誓一乘海」(「行巻」)、「浄土真宗は大乘の中の至極なり」(『末燈鈔』)と説かれるように民衆の地平に仏道が開かれてくる点を押える。さらに「邪正の道路」について、「化身土巻」の『涅槃経』、『弁証論』により出世間の智慧に覚醒する仏道の歩みがなぜ世俗化、世間的

価値の中に埋没していくかについて言及する。

第四章 「外への悲歎」

第一節 「かなしき」信仰——『愚禿悲歎述懐』の論点／第二節 外道への趣き——一切鬼神をあがむめり／第三節 歎くべき仏弟子／第四節 仏弟子の姿勢／第五節 親鸞の末法観（一）／第六節 親鸞の末法観（二）

この章では、親鸞が何故「聖道諸教」を「行証久廢」といい、またその下に集う「諸寺釈門」は「教に昏く」して「真仮の門戸」を知らないと言いつたことができたのかを問う。

その点について源空を「真宗興隆の大祖」と仰ぎ本願念仏の一道に生きた親鸞の仏教観、仏弟子観から「聖道諸教」、また当時の道俗、仏教者、在家者を含めた人々の宗教観軸に考察する。ことに「述懐和讃」（一六首）の〈内へ〉の悲歎、〈外へ〉の悲歎をテーマとする。〈外へ〉の悲歎においては当時の人々が占術・呪術の迷信的信仰に翻弄されていたこと。「述懐」に「かなしきかなや道俗の 良時吉日えらばしめ 天神地祇をあがめつつ 卜筮祭祀つとめとす」と示された点に窺う。

その点から論者は、「化身土巻」（末巻）の「仏に帰せば、ついにまたその余の諸天神に帰依せざれ」という「仏語」は何を教誡したのかについて、「化身土巻」所引の『般舟三昧経』、『菩薩戒経』等の文を尋ねつつ、「一切鬼神を崇める」信仰に陥った聖道仏教への批判が、親鸞自らの「真仏弟子」観、真・仮・偽の批判に由ることに注意する。ことに『教行信証』『化身土巻』を通して親鸞の仏道認識の根源に末法観（浄土真宗史観）があることを確かめつつ、「浄土真宗証道今盛也」という仏道了解を明瞭にしようとする。

第五章 浄土門への「悲歎」

第一節 一念多念のあらい／第二節 聖覚・隆寛の「一念多念」の見解について／第三節 親鸞における「一念多念」

この章では、法然門下において、門弟間の一念多念論争を軸に聖覚、隆寛の対応、さらに親鸞の一念多念観を通しつつ、『教行信証』の一念釈を確かめる。その点の押さえにより論者は、念仏の回数信仰への変節、「称名の遍教にさだまらず」(『一念多念文意』)といわれるごとく、念仏は回数という人間的発想によるものでない点に注意し、念仏の質、目覚めの真实性を問題にする。また本願成就文の「聞其名号信心歡喜乃至一念」、また「信樂に一念あり。一念は、これ信樂開發の時剋の極促を顯し、廣大難思の慶心を彰すなり」(『信卷』)の文に注目する。論者は、大行、名号の呼びかけ、その覚醒は、時の中であって時を破る「真如一実の功德宝海」の開示であり、衆生を無上涅槃道に歩ませる自覚、自証にあるとして、問題を深化する。

第六章 「内への悲歎」

第一節 「浄土真宗に帰すれども」／第二節 「内愚」としての己

本節では、浄土真宗に帰した親鸞自身の内省を論究する。親鸞は、「浄土真宗に帰すれども」と悲歎している。「選択本願は浄土真宗なり」(『末燈鈔』)といわれるが、問題は「本願に帰す」一点、回心にある。論者は、その点から「棄雑行兮帰本願」(『後序』)、「廻心といふは自力の心をひるかへしすつる」(『唯信鈔文意』)の文により、如来回向の信の目覚め、自証を尋ねる。つまり仏智不思議の鏡に照らされた自己省察、内観である。その点を善導の「三心釈」(『観經散善義』)、さらに親鸞の「三心一心の問答」(『教行信証信卷』)の文により、如来の真实心に照らされた虚仮不実の身、機の懺悔により、仏願力(法)に乗託して生きる新しい自己の誕生、覚醒を明らかにしようとする。論者は、これについて懺悔と仏願に生きる二種深信を中心に「述懐」の一首々々の文のこころを尋ねる。

第七章 「悲歎」の内実

第一節 親鸞の「喜び」／第二節 「三願転入」——「欲遂」の誕生／ 第三節 『教行信証』撰述と「悲歎」精神

この章では親鸞が深い悲しみを表白する中での、獲信の喜びを尋ねる。「悲歎」は懺悔の表白であるが、「聞其名号信心歡喜乃至一念、至心回向願生彼国即得往生」と成就文が表わすように本願に生きる新しき主体、新しき生の自覚、喜びを示す。その「信心歡喜」の一念の自覚、喜び、本願との値遇を詳述する。さらに本願の日覚め、獲得信樂の一念が「難信」である点、「専修にして雑心なるものは大慶喜心を獲ず」(『化身土巻』)、その獲信と難信の問題を考察する。その点を押えつつ、さらに論者は、「三願転入——欲遂難思議往生」、双樹林下往生、難思議往生、そして難思議往生の「三往生」、親鸞独自の往生了解に注視する。その「三往生」の了解により「現生に正定聚のくらゐに住して、かならず眞実報土にいたる」(『三経往生文類』)という親鸞の仏道の立脚地を明らかにしようとする。

論者によれば、「三願転入」における「今」とは「選択の願海に転入」した「今」であり、「難思議往生を遂げんと欲う」という「今」である。「難思議往生と遂げんと欲う」という自覚の顕現、その理由を推究するとき、親鸞に明らかとなったのが「果遂の誓い」であろう。本来「虚仮の不実」の自身に起こりようもなかった「欲遂」という自覚、この自覚の誕生の理由を推究するとき「果遂の誓い」の「由」、つまり「選択の願海」へと「ついにはたしとけしめむ」(『大経和讃』一五首目左訓)とする本願の確証性が確かなものとなったのである。言葉をかえれば、文字としての経文ではなく「今」現にわが身にはたらいっている本願の事実が親鸞に成得されていたからに他ならない。「果遂の誓い、良に由あるかな」とは親鸞が本願の実動を感得、感嘆した率直な表現である。そのような信知に対して、本願への、つまり仏への感謝の念が生ずると筆者は、その了解を示す。

第八章 「悲歎」の継承——終わりにかけて

終章では、親鸞の「悲歎」精神がその信心を源泉とする強靱な批判精神であることを確認し、『歎異抄』の著者(中世)、清沢満之(近代)に継承されたその「悲歎」精神の歴史的意義に言及する。

〔論文審査結果の要旨〕

はじめに「親鸞の『悲歎』精神について」というテーマの意義について言

及したい。戦後、近代主義の立場の論者たちから、日本の伝統思想は、近代人の精神ともいうべき批判精神を育まずに、逆に権威に妄従する思想を育んだとして非難されることもあった。そのように伝統思想への否定論が興る一方で、日本の伝統思想のすべてが、はたして批判精神を欠いているのか、という見直し論も興ってきた。(たとえば中村元氏の『日本宗教の近代性』など)。親鸞における批判精神もその文脈の中で尋ねられてきたといえよう。論者は、親鸞が著述の中でしばしば表明する『愚禿悲歎述懐』に着目し、悲歎が親鸞の批判精神を構成する基底であるとし、この観点から、親鸞の批判精神について考察する。ややもすると親鸞の悲歎は感傷的に捉えられやすいが、論者は親鸞の「悲歎」に骨太な批判精神をみる。ここに「親鸞の『悲歎』精神について」と題する本論文の評価されるべき研究の方向性がある。

また親鸞の批判精神の考察において、近年ことに注意されるのは「教誡」(『教行信証』化身土巻末の外教批判)である。論者は、この視点に立って『悲歎述懐』に着目し、その悲歎の内実を考究し、親鸞の批判精神の活動相を捉えようとする。ただ、『述懐』が「正像末和讃」に多いことから、論者は和讃を重視し、その結果、『教行信証』の扱いが逆に小さくなり、それが、一面、本論文の学術的跡付けを弱いものとする原因となったことは否めない。『教行信証』全体の視野の中で考察を進めれば、論究に一層の深みが出てきたであろう。今後の課題である。

論考の内容についてであるが、論者は最初に「悲歎の原点」として、元久・承元の法難を位置づける。『教行信証』「後序」の記述からしてもその観点は首肯される。ただ、この法難は「選択本願」の宗教的立場に起因するのであるから、本願論の立場からの解明がさらに望まれる。つぎに、論者は、〈外へ〉の悲歎の一例として、親鸞の「鬼神」崇拜として「教誡」を取り上げる。論者は教誡の基軸として「修多羅」(經)に注意する。その基軸の背景に『大無量寿經』の本願史観がある。これに注意すればさらに論究に深みが出たであろう。また論者は、〈外へ〉の悲歎の別の例として、浄土教内部の一念多念の諍論を取り上げる。法然・聖覚・隆寛の論を視野に入れて、これを「詮なきこと」として批判した親鸞の一念多念観を窺う論者の考察は、本論文中でよく展開している。この親鸞の信仰的立場をさらに本願論に依拠して究明して欲しい。つぎに論者は、〈内へ〉の悲歎の例として、親鸞の「内愚」として自己認識の問題を取り上げ、とくにその獲信の過程について

いわゆる「三願転入」(「化身土巻」)を取り上げる。三願転入について、従来の一般的な「願の展開」(第十九願→第二十願→第十八願)として捉えず、「往生の展開」(双樹林下往生→難思往生→難思議往生)と捉えるところ新しい視点がある。ただこの場合も行信の根拠として、親鸞が依拠した本願の意義を掘り下げる必要があろう。総じて、親鸞の批判精神の活動因である本願論—名号論を含む—を基軸に据えれば考察に厚みを増したと思われる。

提出された論文について、審査委員は面接試問を行った。上記のような問題点はあるが、今後研鑽されるべきものであり、協議の上本論文は、課程博士論文として十分相応しいものであると確認された。

氏名(本籍)	やま だ けい ぶん 山 田 恵 文 (三重県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	甲第18号		
学位授与の日付	平成14年3月19日		
学位授与の要件	学位規程第3条第1項		
学位論文題目	親鸞における「自然」の思想 ——その背景と内実——		
論文審査委員 (主査)	博士(文学) [大谷大学] 教授	小 野 蓮 明	
(副査)	博士(文学) [大谷大学] 教授	神 戸 和 磨	
(副査)	博士(文学) [大谷大学] 教授	安 富 信 哉	

学位請求論文審査要旨

〔論文の性格〕

本論文の主題は、親鸞における「自然」の思想の背景とその内実を究明しようとするものである。親鸞の「自然」の思想については、その主著である『教行信証』に「自然」についての解説や論述がなく、晩年の著作である「仮名文類」(筆者の表現)や親鸞86歳の時に顕智に為された法語「獲得名号自然法爾御書」などがある。親鸞の根本著作である『教行信証』に「自然」の解説がみられず、晩年の「仮名文類」や「自然法爾」法語に「自然」の語とその解説が顕著に見られるという客観的事実をもって、親鸞における「自然」乃至は「自然の思想」は、「親鸞が晩年に到りついた境地」を表現したものであるという理解が、従来の研究者に共通する自然理解である。

しかし筆者は、この通念化した親鸞の自然理解に疑問をもち、親鸞の「自然」乃至は「自然の思想」は、『教行信証』の思索の展開上で表現される用語であり、親鸞の一貫した思索内容であって、本願の名号によってわれら衆生に実現する無上仏道、すなわち大般涅槃道としての無上仏道がわれらに実現し成就する道理を、親鸞が「自然」と語り表したものであると捉え、その理解を親鸞の著作を通して論究しようとする論文である。

親鸞の「自然」の思想的意味は、『教行信証』を中心とした親鸞の一貫した思索内容から尋究されなければならないという視点から、筆者は、次の二点に注目している。

第一は、親鸞の「自然」の思想は、世尊の根本教説である『大無量寿経』の「自然」の教説にその根拠があると見据えて、『大無量寿経』の「自然」の意味を尋ねること。しかも『大無量寿経』の「自然」は漢訳のなされた歴史的状况から見て、老荘思想の無為自然に由来していることに注目して、老荘の「自然」と『大無量寿経』の漢訳諸異本の「自然」の比較対照を通して考察すること。

第二は、親鸞の「自然」は、『教行信証』の思想の展開上で表現された用語であるという視点から、晩年の「仮名文類」や「自然法爾」法語だけでなく、『教行信証』の思想内容から究明されなければならないということ。特に『教行信証』「行巻」の大行釈や名号理解との呼応の中で、それを論究し論証していかなければならない。殊に後者の視点の論究に、この論文の主眼と著しい独創性がある。

〔論文の内容と要旨〕

本論文の構成と内容は、次の通りである。(本文159頁、資料23頁)

はじめに

第一章 『大経』の「自然」

第一節 『大経』の「自然」の成立事情

第二節 「自然」の概要

第三節 無為自然

第四節 業道自然

第五節 願力自然

第二章 願力自然—親鸞の視点から—

第一節 『大経』の「自然」—親鸞の視点から—

第二節 「易往而無人」

第三節 「自然之所牽」

第四節 果遂の自然

第三章 親鸞の「自然」

- 第一節 「獲得名号自然法爾御書」
 - 第二節 「獲得名号」と「自然」
 - 第三節 二種法身
 - 第四節 自然の仏道
- 第四章 「自然」研究の問題点と方向性
- 第一節 「自然」研究の問題点
 - 第二節 「みずから」と「おのずから」
 - 第三節 「行巻」との呼応
- おわりに

はじめに

親鸞は、その主著である『教行信証』において、直接「自然」について解説することはなく、晩年の76歳から86歳にかけて著作された「仮名文類」において「自然」の解説がなされ、特に86歳の時に門弟の顕智に「獲得名号自然法爾御書」の法語を与えている。このような客観的事実を理由にして、親鸞における「自然」の思想は、「親鸞の晩年に到りついた境地」であるという理解が、従来の研究者に共通する自然理解である。

しかし筆者は、この通念化した親鸞の自然理解に疑問をもち、親鸞における「自然」乃至は「自然」の思想は、根本著作である『教行信証』の思索の展開上で表現される用語であり、親鸞の仏道理解を貫く思索内容であって、本願の名号によってわれら衆生に実現する無上仏道、大般涅槃道としての無上仏道がわれらに実現し成就する道理を、「自然」と語り表したものであると了解し、その道理を論証しようとする論文である。その論証のために、筆者は、次の二点に着目する。

第一は、親鸞の「自然」思想は、その背景に世尊の根本教説である『大無量寿経』の「自然」の教説があると見据えて、『大無量寿経』の「自然」の意味から尋ねること。しかも『大無量寿経』の「自然」は、漢訳のなされた歴史的状況から見て、老荘思想の無為自然に由来していることに注目して、老荘の「自然」と『大無量寿経』の漢訳諸異本の「自然」との比較対照を通して考察すること。

第二は、親鸞の「自然」は『教行信証』の思索の展開上で表現された用語であるという視点から、「仮名文類」や「自然法爾」の法語だけでなく、『教

行信証』の思想内容から究明されなければならない。特に「行巻」との呼応の中で、それを究明し論証しなければならない、と指摘している。本論文の基本的な視点と論究の意味するところを「はじめに」で端的に明示している。

第一章 『大経』の「自然」

本章では、『大無量寿経』の「自然」について、まず文献学的な立場から考察を試みている。『大無量寿経』には、56箇所に「自然」の語があることを指摘し、それがそれぞれどのような意義を担っているか『大無量寿経』の「自然」を尋ねて、無為自然、業道自然、願力自然の意義について考察している。その意義を明瞭にならしめるために、筆者は『無量寿経』の現存する五本について、その成立年代、翻訳者を確認しながら五本の「自然」の数を数え、初期無量寿経から後期無量寿経になるにしたがって、「自然」の語が極端に減少していることに注目し、その意味を推究する。『大無量寿経』に教説される「自然」の語は56箇所に出てくるが、それは如来浄土の果、衆生往生の因果を教説するところと、三毒五悪段に出てくることを指摘する。また、初期無量寿経ではあまり見られない「不思議」「不可思議」の用語が、『大経』『如来会』『莊嚴経』に表れることが注意されている。

『大無量寿経』の「自然」は、表面的には老荘思想の「自然」に依るものであると考えられるが、しかし老荘思想の「自然」は、人為から離れた何ものにもとらわれない自由の境地を表す概念であって、そこには救済的視点は見られない。それに対して『大無量寿経』の「自然」は、如来の本願の力用を表す用語であり、浄土の徳相を表す言葉である。また、三毒五悪段に教説される「自然」は業道自然である。親鸞は、五悪段から引文することはなく、三毒段から二箇所「信巻」と『浄土文類聚鈔』に引用されているが、それは共に人間の業道を通して、如来の悲化を明らかにするためであろうと推究する。親鸞の自然理解の独自性は、『大経』下巻の「必得超絶去 往生安養国 横截五恶趣 恶趣自然閉 昇道無窮極 易往而無人 其国不逆違 自然之所牽」の五言八句の教説を願力自然と了解されたことである。『大経』の「自然」は「自在」や「忽然」とも関連をもち、「随意」「隋念」というときの「隋」とも関係して教説されているように、「はたらき」すなわち仏の威神力、苦悩の衆生に用らく仏の本願力を表す概念として了解されている。『無量寿経』の代表的な註釈家であった隋代の慧遠・吉蔵や、新羅の憬興の説と

比較しながら、親鸞の「願力自然」と解された意味を尋ねている。

第二章 願力自然—親鸞の視点から—

現存する親鸞の真筆名号七幅の内三幅に「五言八句」の讃銘が記されていることに注目して、願力自然を表す五言八句の教説は、親鸞の思想の中心をなすものであると捉えて、五言八句の教言の意義を精確に尋求する。まず「易往而無人」の一句に注目し、慧遠や吉蔵が「無人」について、それは衆生が善根を修さないから「無人」であるというのに対して、親鸞は「無人というは、ひとなしという。人なしというは、眞実信心の人は、ありがたきゆえに、実報土にうまるる人まれなりとなり」(『尊号真像銘文』)といて、衆生の「うたがいが原因であると解する。そして願力自然とは、この衆生の「うたがいを破って果遂する「果遂の誓い」であると論究している。『浄土和讃』に「定散自力の称名は、果遂のちかいに帰してこそ、おしえざれども自然に、眞如の門に転入する」と詠っているのは、本願他力を疑う自力称名の者を転ぜしめるはたらきとして「自然」を了解している。

本来「はからいのないこと」を意味する「自然」が、人間の自力執心性を自らの身の痛みを通して鋭く凝視しつづけた親鸞にとって、「自然」はそのまま直ちに願力自然として、果遂の意味をもつ「自然」であった。「自然法爾」の法語が書かれた86歳が、同じく『愚禿悲歎述懐』の和讃が製作された年であることに注目して、本願の信に立って表白される身の事実と「自然」の教言が響き合っているということを指摘しているのは、注目に値する。人間の自力執心の問題と「自然」の教説は、決して無関係ではなく、むしろ本願の信の自覚内面において響き合っている。『大経』の願力自然の教説を、人間における自力執心の問題と本願の果遂の用らきの緊張関係において親鸞が推究されているのは、重要な点である。

本願の用らきを具体的に「果遂の誓い」の用らきと解し、「自然」を果遂の用らきとして捉える背景に、憬興の『述文讃』の「五言八句」に対する親鸞の読み方があると指摘し、更に憬興の文では「遂果」であったのを、親鸞は「果遂」と解したことを指摘して、「自然」を願力自然と了解する思想背景を具体的に明らかにしている。

第三章 親鸞の「自然」

本論文の中心をなす章で、「自然法爾」法語の解明と、その思想内容を究明する。

第一節では、「自然法爾」法語には、内容を若干異にするが専修寺藏顕智書写卷子本、『見聞』所収本、『聞書』所収本、『末燈鈔』所収本、文明五年『三帖和讃』末尾に載せられているものと五本あることを示し、五本の一々の校異を指摘し、資料として専修寺藏顕智書写卷子本を選んでいる。五本の中で最も大きな相違は、『末燈鈔』所収本では冒頭の「獲得名号」が欠落していることである。

これまでの「自然」の思想を尋ねる多くの先学が、この『末燈鈔』所収本を資料として用いたために、「獲得名号」の視点のない自然論となっている。この法語は、正確には「獲得名号自然法爾御書」であるから、法語の内容は「獲得名号」とその「獲得名号」に実現するものを語り表そうとするものである。「弥陀仏は、自然のようをしらせんりょうなり」として、無上仏、無上涅槃が本願の名号の信に実現することを言い表している。本願の名号に実現する仏道は、無上涅槃を証する無上仏道である。このことは、この法語のみでなく、親鸞の一貫する思想であり、『教行信証』の開顕する仏道観である。「自然法爾」の法語は、「獲得名号」に実現する無上仏道、証大涅槃道の「自然なること」を語り明かすものである。

第二節 「獲得名号」と「自然」では、筆者は「獲得名号自然法爾御書」の後書きから、この「御書」は顕智の聞き書きであると確かめ、顕智が親鸞に何を問うたのであろうかを推論している。顕智の問いは、恐らく「獲得名号」と「自然」についてであったのではないかと推論する。「自然法爾」法語の冒頭で「獲・得・名・号」を因果に配して解説している。名号を因位と果位に配して解する理解は、すでに『唯信鈔文意』にあるが、顕智は「獲得」にも因位と果位のあることを知って、その意味を親鸞に問うたのではないかと推究する。また「獲得名号」に続いて「自然」について尋ねたのは、83歳・84歳頃に書かれた名号本尊に、願力自然を表す五言八句の教言を讃銘として記し、これを真仏・顕智に下付されたのであるが、顕智は本願文と同時に、讃銘として記された五言八句の教説の重要性を知って、その意味を問うたのであろう、と推論している。

第三節では、『浄土和讃』(大経)の「念仏成仏これ真宗、万行諸善これ仮

門、権実真仮をわかずして、自然の浄土をえぞしらぬ」とか、『高僧和讃』(善導)に「五濁悪世のわれらこそ、金剛の信心ばかりにて、ながく生死をすてはてて、自然の浄土にいたるなれ」「信は願より生ずれば、念仏成仏自然なり、自然はすなわち報土なり、証大涅槃うたがわず」と詠われた和讃に注目して、親鸞における「自然」は「本願酬報の土」である「浄土」を意味し、無上涅槃の証得を意味すると解し、その事実を親鸞の二種法身の了解を踏まえて論述している。筆者は、親鸞の二種法身観を尋ねるとき、法性法身と方便法身の相即を明らかにしたことよりも、法性法身から顕現する方便法身の用らきのもつ意味を明らかにすることに注目する。真如法性の一如より「かたちをあらわして」苦悩の衆生の一切を荷負うて、因果の世界に現し現働し、苦悩の衆生を救済せんとするのが方便法身の法蔵菩薩である。「獲得名号」を因果をもって解する親鸞の思想背景には、この法蔵菩薩の願行の思念があるのではないかと推究する。名号の獲得とは、衆生における真如の用らき、すなわち方便法身としての法蔵菩薩の覚醒である。「弥陀仏は、自然のようをしらせんりょうなり」といわれるように、方便法身の用らきとは、具体的には名号の用らきであり、名号とは、法性法身の世界から方便法身として衆生に名告り出、衆生を一如法界に生らしめんとする如来の用らきである。

第四節では、「獲得名号」という名号によって実現する無上仏道の内実を、「自然法爾」の法語に尋ねている。即ち「信は願より生ずれば、念仏成仏自然なり、自然はすなわち報土なり、証大涅槃うたがわず」の「和讃」によって、念仏成仏を実現する道理を「自然」というのであると考察している。また親鸞において「自然」は、如来の本願の用らき、すなわち「無上仏にならしめん」という「仏の誓い」を意味し、同時に如来自証の無上涅槃界を本願の名号に帰した一心帰命の信に開示する名号の用らきを意味するものである。本願の名号を行信することにおいて「必至滅度」の生に立つ、その道理を自覚的に語る法語が「自然法爾」の法語である。親鸞は「自然」の思索において、二つの視点を見据えていたと指摘する。その一は、自力を離れしめんと用らく果遂の意味と、二は、その妙用によって不退の位に至らしめられるという証果の意味である。

親鸞における「自然」は、本願の仏道が正に大般涅槃道に他ならないことを告げている言葉である。『大無量寿経』の教説に立つて「自然」を「願力

自然」と了解したところに親鸞の独創的理解があり、その願力自然によって実現する難思議往生の自覚内容を「自然」で表現しているという。

第四章 「自然」研究の問題点と方向性

これまでの親鸞の「自然」理解の代表的なものを八点挙げて、その一々を検討し、問題点を指摘する。従来の自然理解に共通する点は、「自然法爾」の思想を「親鸞が最後に到達した世界」あるいは「境位」「境地」であるという理解である。しかも親鸞は「自然法爾」という言葉自体を用いないが、法語において「自然」と「法爾」の解説がなされているために、それが一連の述語として捉えられている。それは問題ではないかと指摘し、法語の成立は、顕智の問いに対してなされた法語であることに注意すべきであろう、という。更に『末燈鈔』所収本を資料として用いるために、「獲得名号」という視点のない自然理解となり、それが親鸞の晩年の思想や心境という理解になるのではないかと推考する。親鸞の「自然」は「獲得名号」という事態を踏まえて初めてその意味をもち、「獲得名号」の事態に成立する仏道の道理を「自然法爾」と表現されたのである。したがって親鸞における「自然」は、親鸞の独創的な名号理解から尋究すべきであると力説する。

次に「自然」の「自」について、「みずから」と「おのずから」の読み方に注目し、親鸞が「おのずから」と読んでいるところが『教行信証』で14箇所あることを指摘し、各々がいずれも本願力、願力自然を表している。すなわち本願の名号に帰する帰命の信において、衆生に開かれる証果、すなわち「住正定聚故必至滅度」の証果の必然性、自然性を表しているという。「必」を「自然」と解する思想背景として、「行巻」引用の『十住毘婆沙論』の文と「信巻」引用の『楽邦文類』の文を取り挙げて、その思想内容を尋ねている。

最後に『教行信証』の「行巻」との呼応に着目して、本願の名号に実現する仏道、すなわちわれら衆生を無上涅槃道に立たしめる道理を「獲得名号自然法爾」と表したのであって、それは従来主張されてきた親鸞の晩年に到達した思想や心境ではない、ということ論究している。「自然」の「自」を「おのずから」と読む個所の半数が「行巻」にあり、しかも名号釈以降の引用文に際立っていることを指摘している。親鸞は「獲得名号」について「獲の字は、因位のときうるを獲という。得の字は、果位のときにいたりてうる

ことを得というなり。名の字は、因位のときのなを名という。号の字は、果位のときのなを号という」といって、「因果」をもって解説し了解しているが、『唯信鈔文意』では、「[号]は、仏になりたもうてのちの御なをもうす。「名」は、いまだ仏になりたまわぬときの御なをもうすなり。この如来の尊号は、不可称・不可説・不可思議にましまして、一切衆生をして無上大般涅槃にいたらしめたもう、大慈大悲のちかひの御ななり」と言われている。この了解は「自然法爾」法語の理解と全く同一である。名号はわれら衆生に無上涅槃の仏道を実現し成就する如来の法なのである。さらに筆者は、「行巻」の大行積、他力積、一乗海積に注目し、特に一乗海の「海」の積義に注目して、自然すなわち願力自然は、如来の転成の力用を表し、転換転成の仏道を語り表すものであるという。そして、このような名号理解の背景にある思想は、世親・曇鸞の不虚作住持功德の教説であると解して、親鸞の不虚作住持功德の教説の理解を尋ねている。すなわち『尊号真像銘文』において、「よく本願力を信樂する人は、すみやかにとく功德の大宝海を信ずる人の、そのみに満足せしむるなり。如来の功德のきわなくひろくおおきに、へだてなきことを大海のみずのへだてなくみちみてるがごとしと、たとえたてまつるなり」と言われている文とか、『一念多念文意』において、「しかれば、金剛心のひとは、しらず、もとめざるに、功德の大宝、そのみにみちみつがゆえに、大宝海とたとえるなり」と言われている文の義趣を尋ねている。本願の名号と本願の名号に実現する無上涅槃道を論ずる「行巻」と「自然法爾」法語の教説との完全な呼応性を確認している。

したがって、「自然法爾」法語の思想背景には、『教行信証』があり、就中「行巻」の思索があり、親鸞独自の名号理解があることを綿密に論究している。それ故に「自然法爾」法語は、親鸞晩年に到達した思想や心境ではなくて、親鸞の一貫する仏道理解であることを論を尽くして論証した論文である。

〔研究の評価と問題点〕

本論文は、「親鸞における「自然」の思想—その背景と内実—」を課題とするものであるが、主題の論究と展開および論旨は明快で首尾一貫性のある論文である。親鸞における「自然」の思想を究明するために、筆者は、親鸞が真実教と決定された世尊の根本教説である『大無量寿経』に立ち返って、『大無量寿経』の「自然」から問題を掘り起こし、しかも現存する『大経』

五本のすべてに注目して、初期無量寿経から後期無量寿経にいたる「自然」についての変化を尋ね、その意味するところを推究している学的姿勢には見るべきものがある。『大経』の漢訳時の時代状況を見据えながら、老荘思想の無為自然に由来することを指摘し、それと比較検討しながら、老荘思想における「自然」は、人為から離れて何ものにもとらわれない自由な境地としての自然であって、そこには救済的視点はないといい、『大経』の「自然」は、表面的には老荘思想の「自然」によりながらも、その内容は浄土の徳相を表すために用いられた語であって、本願の力用を表すものであるという。親鸞は『大経』の「自然」を「おのずからしからしむる」と読んで、願力自然の意味と解された。すなわち『大経』下卷の「必得超絶去 往生安養国 横截五恶趣 恶趣自然閉 昇道無窮極 易往而無人 其国不逆違 自然之所牽」という五言八句の教言に、願力自然の意義を見開かれて、「自然」の画期的で独創的な理解を示されたのである。筆者は、「自然」を願力自然と解する独創的な理解の根底には、親鸞の主体的な根源体験と独創的な読みがあることを指摘する。すなわち本願の名号に帰する帰命の信において、「無始よりこのかた乃至今日今時に至るまで、穢悪汚染にして清浄の心なし。虚偽諂偽にして真実の心なし」と表白されたわが身の事実と「自然」の理解とが響き合っていることを指摘し、願力自然の教説は、本願の信に感得された本願の力用の自覚であり、それが「はたしとげずんば」と誓われる「果遂の誓い」であると論じているのは、説得力のある論究である。

さらに筆者は、「自然法爾」法語について五本あることを示し、その五本各々の厳密な校異を踏まえて、資料となり得るものとして顕智書写の「獲得名号自然法爾御書」を選んでいる。『末燈鈔』所収本では「獲得名号」が欠落していて、「自然法爾」の思想を究明しようとするとき大きな問題があると指摘し、従来の「自然」理解の大きな問題は、これに依拠したためであろうと推究する。研究資料の吟味検討は、学問的正確さを追求するためには必要欠くべからざる重要な手続きである。本論文の特徴の一つは、研究資料を可能な限り吟味検討し、経文、引用文などを正確に読み、その教言から教言の意図するところを推求し、虚心に学び取ろうとする学的姿勢には見るべきものがある。従来、親鸞の「自然」の思想は、『教行信証』に「自然」についての直接の論述がなく、晩年の「仮名文類」や「自然法爾」法語に「自然」の言葉とその解説が顕著であるという客観的な事実をもって、それは親

鷲晩年の思想であるという理解が一般的であった。この通念化した自然理解に疑問をもつ筆者は、「自然」の思想を「自然法爾」の法語だけでなく、親鸞の根本著作である『教行信証』の仏道理解、就中「行巻」との呼応のなかで、その思想の連関性一貫性を究明しようとするところに、本論文の主題と主旨がある。すなわち本願の名号に開かれる無上仏道、無上涅槃道の開示される事実と道理を「自然」乃至「自然法爾」と表すのである。「獲得名号」という本願の名号に実現する仏道の内容を「自然法爾」の法語で語り表したのである。その場合の「自然」は、「如来のはたらき」であり、「無上仏にならしめん」と誓う仏の誓願であり、如来自証の無上涅槃の功德が信心の行人に開示される事実、そのことを「自然法爾」と表したのである。

本願の名号を行信する一念に「必至滅度」の生に目覚め立つ、その道理を自覚的に語った言葉が「自然」の法語であると論考を重ねている。その思索の中で、『教行信証』の「行巻」と「自然法爾」法語との呼応性に注目し、両者の呼応性を論究しているのは注目に値する。「行巻」で「自」を「おのずから」とよんでいる個所が全体の半数を占めていることを確認し、しかも、それが名号釈以降の引用文に顕著であることを指摘している。「行巻」の大行の理解、「行巻」後半の他力釈、一乗海釈の「海」の語義に注目し、願力自然は転成の力用であることを明らかにし、願力自然の仏道は転成の仏道であると力説する。そしてそれは、『浄土論註』の不虛作住持功德の教説を思想背景とする親鸞の独創的な仏道理解であるという。「自然」乃至「自然法爾」の思想は、それ故に決して親鸞の晩年に至りついた思想や心境ではなく、親鸞の一貫する仏道理解であり、大経往生すなわち難思議往生の自覚内容を語る決定点である、と力説する意欲的な論文である。

以上のように本論文は、主題とその論旨の展開において明晰で一貫性のある論文であり、また学問的姿勢、すなわち多くの先行業績に導かれつつ、しかも聖教文献の正確な読み、抽象的でなく具体的に課題を推究せんとする学的姿勢などに見るべきものをもつ優れた論文である。しかしなお究明すべき問題や課題がないわけではない。本論文は、親鸞における「自然」の思想の背景と内実について、いわば文献学的解明を主とする性格の論文であって、思想的な内面の追求、確かめは、今後の研究に待たれる。例えば、(1)願力自然というときの「願力」すなわち本願のはたらきとは何か。親鸞における本願と本願成就の教説の理解の究明が必要ではないか。(2)「獲得名号」という

ときの親鸞の名号理解,「本願の名号」「大行」「浄土真実の行」などといわれる行の意義についての尋究が必要ではないか。(3)本願の名号に開かれる「信」「大信」の解明。本願の行信を正確に了解しないと,名号に開かれる無上仏道といっても,その必然性や積極性が明らかにならないのではないか。本論文は,「獲得名号自然法爾」ということの「自然」の意味と理解の解明に関心が凝集されているために,その自然の道理を生み出す「名号」の思想内容についての究明が今後の研究課題であるといえる。

審査に当たった三委員は,学位請求者に面接し,厳密な試問を行った。その結果,上記したいくつかの問題と論考されるべき課題は残しているが,本論文は課程博士論文の水準に十分に到達しており,また残された思想面の究明に向う研究能力を具えていることも確認されたので,面接員一同研究成果の高い論文であると認めた。

氏名(本籍)	おくむらひろき (京都府)	奥村浩基	
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	甲第19号		
学位授与の日付	平成14年3月19日		
学位授与の要件	学位規程第3条第1項		
学位論文題目	律蔵における因縁物語の研究		
論文審査委員(主査)	博士(文学) [大谷大学] 教授	片野道雄	
	(副査) 教授	吉元信行	
	(副査) 博士(文学) [大谷大学] 教授	小谷信千代	

学位請求論文審査要旨

〔論文の性格〕

ブツダ・釈尊のサンガ形成にもなう戒や規定について、律蔵に伝える文献にはその戒が制定されるに至った制戒因縁物語、即ち、「ニダーナ(nidana)」が必ず付属されている。「十二分教」の一支でもあるこの「ニダーナ」は波羅提木叉制定の、その成立の由縁を物語る説話のこともあって、本論文では単に因縁物語と呼称している。この因縁物語は律蔵の「経分別(Suttavibhaṅga)」に説かれるが、律には僧団運営の規則などを定めた「犍度部(Khandhaka)」もあり、それら諸々の規則の成立由縁を伝える因縁物語も説かれているので、それらも広義の「ニダーナ」として、本論文は律蔵全体における因縁物語を考察の対象としている。

教説の一ジャンルを形成する「ニダーナ」(因縁物語)は、現在次の七種の律に伝えられているとしている。

- (1) パーリ律(分別説部)
- (2) 『僧祇律』(大衆部)
- (3) 『五分律』(化地部)
- (4) 『四分律』(法蔵部)
- (5) 『十誦律』(有部)

(6) 『鼻奈耶』(有部)

(7) 『有部鼻奈耶』(根本有部)

これらは部派を異にした僧団がそれぞれ受持していたものであって、このなか(6)を除く諸律はいずれも比丘戒、比丘尼戒それぞれの因縁物語を伝えるとする。比丘戒については、いずれの律もほぼ対応する比丘戒を伝えているので、比較検討することが可能であって、諸律に伝わる因縁物語を比較して、個々の因縁物語が如何なる共通した源泉に基づいて成立しているか、明らかにしたいとする。所謂、本研究は「ニダーナ」を明らかにすることを所期の目的としているのである。

これまで学界において比丘あるいは比丘尼の戒の制定因縁物語そのものを中心に精査考察された研究があまり見られない現状にあって、制戒因縁物語の祖形や各部派に伝わる因縁物語の伝承形態、あるいは、その様式、更には、部派間における伝承の相違点などについて、本論文は吟味考察し解明しようとしている。

〔論文内容の要約〕

本論文は、「はしがき」と、四章からなる本論によって構成されている。論文の目次は次の通りである。

はしがき

目次

略号表

第一章 制戒因縁物語の比較研究—波逸提法第一条から第三十条まで—

はじめに

第一節 妄語品 (Musavādavaggo) 比較研究各論

第二節 草木品 (Bhūtagamavaggo) 比較研究各論

第三節 教戒品 (Ovadavaggo) 比較研究各論

まとめ

註

第二章 制戒因縁物語から見る『鼻奈耶』と『十誦律』

はじめに

第一節 有部僧団に帰属する二つの経分別

第二節 制戒因縁物語の対応関係

第三節 有部における説話伝承の類型的な特徴

まとめ

註

第三章 コーサンビー諍論説話の展開

はじめに

第一節 コーサンビー諍論とは

第二節 違犯内容の明示

第三節 『僧祇律』と諍論

第四節 『サマンタパーサーディカー』の諍論説話

まとめ

註

第四章 八敬法の制定因縁物語と受戒

はじめに

第一節 比丘尼誕生の伝承と比丘尼サンガ成立の伝承

第二節 比丘尼サンガ成立と白四羯磨

第三節 敬法が予定した受戒法

第四節 『テーリー・ガーター』に見られる受戒

第五節 ブッダ親授の受戒法

まとめ

註

引用文献

本論の前半の二章では、律蔵のなか、Pātimokkhaの注釈である「経分別」に説かれる制戒因縁物語についての論究である。分別説部に伝わる「パーリ律」の波逸提法は九十二条からなるが、本論文の第一章「制戒因縁物語の比較研究」ではその波逸提法九十二条のなか前半の第三十条までのニダーナに基づいて、パーリ律を中心に第一条から順次、大衆部伝承の『僧祇律』、化地部伝承の『五分律』、法蔵部伝承の『四分律』、有部伝承の『十誦律』などに伝えるものを具体的に比較検討している。なお、ここでは『鼻奈耶』と『有部鼻奈耶』は比較研究から除外している。『鼻奈耶』については章を改めて詳細に検討するとし、『有部鼻奈耶』は龐大なアヴァダーナを伝

えているために、ここに課題とするような関係性を論考するに当ってはそれほどほどの意味が認められないことによるからとしている。

本論第一章では、特に、それぞれの部派が伝える制戒因縁物語の内容と形式の面から類型化を試みることによって、部派間の伝承の関係性、或は、相関性を求めようとしている。この解明によって幾つかの示唆に富む成果を提起しようとしている。

先ず、パーリ律と『僧祇律』との比較検討の結果、因縁物語の大半はその成立を根本分裂以前にまで遡及することは困難であって、ニダーナを根本分裂以後に、それぞれの部派内部において独自に作成したのであろうと推定している。この解明によって、根本分裂以前には戒と因縁物語が直結しているものが少なかったと考えられるとする。そのような事情のもとで、上座部系の諸律は、大衆部とは源泉を異にする伝承母体から因縁物語を作成しているとし、パーリ律と『五分律』と『四分律』は同じ伝承系統の因縁物語を採用していると看做している。このような事情を考慮するとき、パーリ律と『四分律』はより密接な関係にあったのであろうと推定されるのであり、それに対して『十誦律』はこれら三派と異なった因縁物語を伝えている場合が多いことから、伝承系統上、一線を画していたであろうと指摘している。更には、パーリ上座部に伝わる『ディーパ・ワンサ (Dīpavaṃsa)』によると、パーリ上座部から直接分派したのは化地部で、この部派から有部と法蔵部が分派したと看做されているが、今回のこの調査によると、有部は兄弟関係にある近接した法蔵部とは全く相反する方法で戒と因縁物語を編集したように考えられるとしており、これら上座部系の制戒因縁物語は、大別して二つの伝承系統に分化し、『僧祇律』も系統を異にしていることから、因縁物語は『僧祇律』の系統と、パーリ律、『五分律』『四分律』の系統と、『十誦律』の系統との三種の系統に分化していることが明かとなったと指摘している。

部派僧団の一つ有部はアショーカ王の治世にパータリプトラで行われた結集の際に排斥されて、マトゥラー地方に拠ったのが、その起源とされている。その後、マトゥラー地方からガンジス河とヤムナー河の上流地域が根拠地となったとされる。西暦二世紀の初めには、カニシカ王の保護を得て、当時、王の領地であったペシャワール・カシュミール西部から東はマトゥラー・シュラヴァステイー帯に教勢を誇っていたという了解のもとで本論は進めて

いる。

この僧団は数多くの比丘戒を伝え、総数や条文の配列の面から二つの系統に分かれているとする。このように見られる中で、独自の伝承系統を形成していた有部はまた、同一の僧団内にありながら、他の部派では見られない、相異な二つの経分別を伝えていていることに注意している。

第二章「制戒因縁物語から見る『鼻奈耶』と『十誦律』」では、更に有部伝承の『鼻奈耶』と『十誦律』との両者に説く比丘戒の因縁物語を比較検討している。

ほぼ時を同じくするカシュミール地方の有部僧団によって受持されていた『鼻奈耶』と『十誦律』はともに有部僧団によって受持されていたにも拘わらず、相当する比丘戒の因縁物語には異なった物語を配当している場合がほとんどであるとしている。それ故に、両者にはともに共通の起源とする Urtext としての「原」経分別というべきものは存在せず、同一の僧団内にありながら、別々に因縁物語が作成されて、経分別が固定化していったと考えられるとしている。その根拠の一端として、両者が成立する以前にすでに、Urtext が存在していれば、戒と因縁物語が当然結びついて固定し、両者が受容する段階にあつては、ほとんど合致していてもよいはずである。ただ個別的には、一部、相互に一致する因縁物語もあるのであるから、一部は早くから有部内部で伝承されていて、それを両者が受容したと考えられる。したがって、有部では戒が先行して固定されていて、その後に因縁物語が付加されて、それぞれが独自の編集方法の仕方によって戒と因縁物語を結び付けていったものと推定している。

さらに『鼻奈耶』と『十誦律』との両者には制定される規定は異なるが、その説話の内容がまったく同一のものが存在していたことに注意している。それらは単なる説話として存在していたものを、それぞれの用途に応じて因縁物語に転用したものであって、このことは説話が流動的な状態にあったことを示すという。これらの説話は有部僧団固有の伝承ではなく、広く仏教僧団に伝わっていた説話の伝承であるので、それらの伝承との比較を通じて『鼻奈耶』と『十誦律』とが伝える説話の特質を説話の内容と形式との両面から明らかにしようとしている。その考察によると、これらの因縁物語でも他の上座部系に属する分別説部（パーリ律）、法蔵部（『四分律』）、化地部

『五分律』の説話の様式とは一線を画しており、有部は独自のスタンスで説話の伝承を継承していると指摘している。カシュミール地方では有部と法藏部には経済的互助交流が存在していたが、説話の伝承の交流はほとんどなかったと言ってよいという。また、根本有部律の場合でも、系統的には有部の説話の伝承に属するものの、絶えず増広やアレンジがなされていることから、『鼻奈耶』などそのまま結びつく伝承母体から発生したものではなかったとする。説話の伝承という観点による限り、近年提起されている、根本説一切有部と有部が同一の僧団にあったとする見解は支持できないことになると提起している。

このような異なった経分別が同一部派の僧団内に存在し、それが今日にまで現存していることは実に意義深いとする。先学(静谷正雄)の既往の研究によると、カシュミール地方には『大毘婆沙論』正統説を奉じる新興カシュミール有部とそれに批判を受ける旧来のカシュミール有部が存在していたとされ、また、『大毘婆沙論』に引用される律の記事が、『十誦律』の所説と異なることが指摘されているが、この引用される記事は『鼻奈耶』にも見当たらず、有部系統における第三の律の存在を窺わせるという。今後、このような視点をも勘案しながら、これら有部系の諸律を奉じていたであろう比丘サンガの多角的な解明をする必要があろうと言及している。

続いて、本論文の後半の二章では、「大品 (Mahāvagga)」の十健度と小品 (Cullavagga)」の十二健度から構成されているパーリ律の健度に説かれる因縁物語をそれぞれ取り上げて、健度における因縁物語を考察している。

第三章の「コーサンビー諍論説話の展開」では、パーリ律の健度の「大品」の第十章「コーサンビー健度 (Kosambikkhandhaka)」に説かれる諍論因縁物語と諸律の相当する物語を通じて説話の展開を考察している。この説話は「コーサンビー健度」のほかに『四分律』における「拘炎彌健度」、『五分律』における「羯磨法」、『十誦律』における「俱舍彌法」、根本有部律の『コーシャーンバカ事 (Kośāmbaka-vastu)』に説かれており、この因縁物語ではコーサンビーで発生した破僧の発端から終息までの一部始終を克明に伝えているとする。また、この物語の劈頭では、諍論の端緒となる一比丘の罪を犯したことを伝えている。しかし、彼が犯した罪の内容について言及しているのは『コーシャーンバカ事』だけであって、他の諸律では沈黙を守つ

ているとする。ところが、「コーサンビー韃度」を持たない大衆部の『僧祇律』にも『コーシャーンバカ事』が示した罪に類似した内容とコーサンビーでの諍論とを結びつけた因縁物語が見い出されるとする。したがって、ある段階に至って比丘が犯した罪の内容が問題となったことが知られるとする。しかし、他の律ではそのような話題を伝えていない以上、何時から、罪の明示化がなされ、律に採り入れられるようになったかは明らかでなかった。このような事情の中でパーリ律の注釈書である『サマンタパーサーディカー (Samantapāsādika)』には、語句を注釈する仕方の様態で諍論因縁物語が展開して説かれているという。そこでは「コーサンビー韃度」には見られなかった罪の内容が明示されていて、その罪の内容は『コーシャーンバカ事』や『僧祇律』と三者三様であるけれども、何れにおいても便所を舞台として、そこで用いる用水器にまつわる規則違反を挙げていると指摘している。さらに、その規則違反が威儀法とされて、「可悔過罪」の範疇に入る点、および、諍論の構図を師弟の集団における対立とすることなど説話の構成においても共通していると指摘している。したがって、『サマンタパーサーディカー』と『コーシャーンバカ事』と『僧祇律』との三者は共通する源泉から派生して、その形態を幾らか変化させながら、それぞれの因縁物語のうえに受容されたものと考えられるとしている。パーリ律や注釈書の書写が紀元前一世紀に行われ、『サマンタパーサーディカー』が紀元五世紀に編纂されていることから、その期間にはすでにそのような伝承が発生し、形成されたものと考えられるとする。またこのことを通して、パーリ律は説話の実質的な変化を律の改変において行わずに、注釈書の段階で行ったのに対して、『コーシャーンバカ事』は律内部の説話を増広することで対応するといった律の編集方法の一端をも明らかになるとしている。

したがって、このことは律の成立過程を窺い知る貴重な契機となるのであって、その他の因縁物語においてもこのような展開が生じていないかを精査する必要性のあることを改めて確かめている。

パーリ律の十二韃度から構成されている「小品 (Cullavagga)」の第十章は「比丘尼韃度 (Bhikkhuni-khandhaka)」であって、この韃度は比丘尼に関するさまざまな規則を網羅している一章であるとし、そして、その冒頭では八敬法の制定の因縁物語を伝えているとする。

本論文の第四章「八敬法の制定因縁物語と受戒」では、マハーパジャーパティニー・ゴータミー (Mahāpajāpatī Gotamī) の出家受戒を伝える物語としても名高い説話である、八敬法の制定に関する因縁物語を取りあげている。この説話は法制の因縁物語としての性格がある一方で、比丘尼受戒の起源を伝える説話でもある。受戒とは「比丘、または、比丘尼たることを得ること」を意味するが、実質的には比丘、比丘尼となる際の方法を意味するのであって、比丘尼の受戒がどのような背景のもとに成立し、また、受戒方法がいかなる方法によって行われたかを伝える重要な説話であるとする。

この因縁物語は「比丘尼羯度」の他、それに相当する説話も多く、説出世俗所伝の Bhikkṣuṇī-Vinaya, 『四分律』, 『五分律』, 『有部雜事』, 『毘尼母經』, 『アングッタラ・ニカーヤ (Anguttara-Nikāya)』, 『中阿含經』, 『仏説瞿曇彌記果經』, 『中本起經』, 『大愛道比丘尼經』など、パーリ律を含めて十種以上に及ぶとする。しかしこれらの諸伝はその伝える内容によって二つの系統に分けることができるとする。

それらの伝承する文献のうち、「比丘尼羯度」, 『アングッタラ・ニカーヤ』, および、『五分律』を除く他の文献ではマハーパジャーパティニーと同時にシャカ族の女性たちの出家受戒(比丘尼誕生)をも伝えていることから、比丘尼誕生と同時に比丘尼サンガの成立を伝えていることになるとする。それに対して「比丘尼羯度」などではゴータミーの出家受戒を通して比丘尼誕生を伝える伝承となっている。このような伝承の相違は、マハーパジャーパティニー・ゴータミー以外の女性の出家受戒を同時に伝えるか否かによって生じているのであって、「比丘尼羯度」などでは、比丘尼サンガの成立をこの因縁物語と分離して伝えているために、他の諸伝と相違したものとなっているとする。

そこで疑問の思われることとして、「比丘尼羯度」などは因縁物語の中で、どうして比丘尼サンガの成立を伝えていないのであろうか、という問いのもとで本章では、比丘尼受戒法の展開の上からこの点について検討し吟味しようとしている。それによって、また、「比丘尼羯度」などの、比丘尼サンガ成立の記事を別立する意図が明らかになると考えられるとしている。そして、比丘尼受戒の展開を明らかにした上で、『テーリー・ガーター (Therīgāthā)』に伝わる比丘尼受戒法が比丘尼受戒の上でどのような性質をもつ受戒法であるのかを明らかにしようとしている。そのことによってま

た、比丘尼サンガにおける受戒の実態を幾らか解明することができるであろうとの予想のもとでその解明に努めている。

ともかく、このような相違は八語羯磨受戒が比丘尼サンガ成立後における受戒の完成態であることを明かすために生じたものであらうと推定している。シャカ族の女性たちが白四羯磨によって受戒し、比丘尼サンガを成立させたのは、比丘尼サンガ成立後の八語羯磨受戒に連続性を持たせるためであったという。そして、そのために、「比丘尼羯度」や『五分律』の八敬法の制定因縁物語は、比丘尼サンガ成立の記事を伝えなかったのであるという。こうした受戒の展開はマハーパジャーパティ・ゴータミーを例外として、すべての女性は羯磨による受戒によって比丘尼になることを求める律の見解を示すが、その一方で、経としての『テーリー・ガーター』は、そうした受戒の流れに関わらない受戒法が説かれているという。それは「来なさい。バツダーよ」という、いわゆる「善来受戒」と呼ばれる受戒の仕方であって、『毘尼母経』や『律二十二明了論』の一節にも指摘できるという。それによって必ずしも「比丘尼羯度」が比丘尼における受戒法の実態を如実に伝えているのでないとしている。

〔論文の審査結果の要旨〕

本論文は関係文献の精査による独自の研究成果が見られ、この研究分野に対して寄与するところきわめて多く、論旨も説得力があると思われる。ただ、既に指摘されるように、第一章では、波逸提法の第三十一条から九十二条までの考察が保留されているのであり、また、第四章の「まとめ」でも言及しているように、「比丘尼羯度」などが比丘尼における受戒法の実態を如実に伝えているのでなく、今後の課題として、このような比丘尼に関する律についての記事を広く経に求めて、種々な様相で律に説かれる比丘尼の実態を解明しようとする課題を見出し出てきている。今後も厳密な原典解読を志向しつつ、残された課題にも更なる研究が期待される。各章に「まとめ」が置かれているとは言え、本論文の全体としての何らかの解読研究の結実として「結び」の項目（結論）に配意されるべきであらうと思われる。

以上のように審査した結果、本論文は学位に十分に値するものと判定することができる。